

**南区地域福祉アクションプラン推進委員会 分科会の開催について**

**1. 開催の根拠**

新潟市南区地域福祉アクションプラン推進委員会開催要綱第6条による。

(分科会)

第6条 委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

**2. 開催の目的**

南区地域福祉アクションプラン（以下「計画」という。）について、現計画の進捗状況や新たに生じた課題等を確認し、次期計画の内容検討、策定に繋げる。

**3. 開催する分科会**

現計画の基本目標（区の目標）に対応し、以下の3分科会とする。

<b>分野</b>	<b>障がい者福祉</b>
	<b>高齢者福祉・介護者支援</b>
	<b>児童・子育て支援</b>

**4. 分科会を構成する者**

- (1) 南区地域福祉アクションプラン推進委員
- (2) 各分野に関わりの深い団体等の代表
- (3) 事務局（南区役所健康福祉課，南区社会福祉協議会）

**5. 分科会の開催方法**

- (1) 開催回数  
第2回推進委員会終了後から概ね8月末までの間に原則2回開催する。
- (2) スケジュール

日程	主な内容（予定）
第2回推進委員会当日	座長の決定，日程調整
1回目	現計画の振り返り，現状把握，新たな課題等の抽出
2回目	課題解決策の検討，次期計画の目標設定